

議案第12号

財産区の財産管理処分に関する条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日

提出

三朝町長

坂

出

雅



昭和廿八年拾月拾六日

議決

三朝町議会議長

天

野

廉



昭和廿八年三朝町条例第 号

財産区の財産管理処分に関する条例

第一条 この条例は三朝町の設置に伴い存置された各財産区の財産の管理処分について定めることを目的とする

第二条 財産区に夫々財産管理委員会（以下委員会という）を置く

第三条 委員会は関係区域内に住所を有する世帯主の互選による委員若干名をもって組織する

第四条 委員会は会長及び副会長各一名を置き委員の互選とする

第五条 会長は会議を主宰し委員会を代表するものとし副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代理する

第六条 委員の任期は二年とし補欠により就任した委員は前任者の残任期間とする

第七条 会長、副会長の任期は委員の任期に從う

第八条 委員会は財産区財産の管理処分につき隣保住民を代表して調査審議し町長の裁断に依り執行を補助すると共に必要のあるときは助言と勧告を行うものとする

第九条 町長及び議会は財産区財産の管理処分につき委員会が意に反する決定並びにこれに基く執行をしてはならない。但し委員会の意見が法令に違反するときはこの限りでない

第十条 財産区財産の管理処分による経費は当該財産区の負担とし収入は当該財産区の収入とし会計は町において掌するものとする

第十一条 この条例に定めるものを除く外必要な事項は町長が規則で定める

附 則

1 この条例は公布の日から施行する

2 三朝町財産区の財産管理処分に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）は廃止する